

華誠の知的財産権ニュースレター

2018年11月 第二十期

目次

政策法規

- 特許などの事件の二審審理の権限が最高人民法院の知的財産権法廷に集中…………… 2
- 国家知識産権局による職能配置規定が施行…………… 2
- 電子商務法が通過、電子商取引経営者の知的財産権保護義務を明確化…………… 2

知的財産権

- 北京インターネット法院が事件処理データを公表…………… 2

商標

- 商標局が正常でない商標の出願行為に「NO」、正常でない出願を16,000件拒絶！…………… 3
- 全国初の地方「商標権海外権利保護弁公室」が上海に設立…………… 3

特許

- 「上海市特許援助法」来年1月1日から実施…………… 3



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

政策法規

特許などの事件の二審審理の権限が最高人民法院の知的財産権法廷に集中

「特許などの事件の訴訟手続きにおける若干の問題に関する決定」（以下、「決定」という）は、2019年1月1日から施行される。当該決定では、発明と実用新案特許などの控訴事件を主とし、中級人民法院の第一審判決を不服とした控訴事件は、今後は高級人民法院ではなく最高人民法院の知産法廷で審理するものとし、知識産権法院の下した特許などの第一審の判決や裁定を不服とした控訴事件は、最高人民法院知産法廷で審理する。（最高人民法院 より）

国家知識産権局による職能配置規定が施行

国家知識産権局による職能配置、内設機構及び人員編成の規定が最近発表された。規定では、国家知識産権局が国家市場監督管理総局の管理する国家局であり、副部級であることを明確にしている。また、規定では更に、国家知識産権局の主な職責に次のことが含まれることも明らかにしている。

（一）知的財産権の保護を担当する。商標、特許、原産地地理的表示、集積回路のレイアウト図設計などの知的財産権を厳格に保護する制度を制定し、実施に取り組む。関連する法律法規の草案を作成して、部門規程を制定し、且つ実施を監督することに取り組む。新しい分野、新業態、新たなモデルの革新的な知的財産権の保護、管理及びサービス政策について検討し、奨励する。知的財産権保護体系の構築方案を検討して打ち出し、かつ実施の段取りをして、知的財産権保護体系の構築を推進する。商標や特許の法執行を指導し、地方の知的財産権紛争の処理、権利保護の援助と紛争調停の指導を担当する。

（二）知的財産権の審査、登録、登記及び行政裁決を担当する。商標登録、特許審査及び集積回路のレイアウト図の登記を実施する。商標、特許、集積回路のレイアウト図設計の再審や無効などの行政裁決を担当する。原産地地理的表示の統一認定制度を制定し、実施に取り組む。

その他、国家知識産権局は、弁公室、条法司、戦略計画司、知的財産権保護司、知的財産権運用促進司、公共サービス司、国際協力司（香港マカオ台湾弁公室）、人事司などを設置する。当該規定は、2018年8月1日から施行される。（国務院 より）

電子商務法が通過、電子商取引経営者の知的財産権保護義務を明確化

先ごろ、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で、「中華人民共和国電子商務法」が決議を通過し、2019年1月1日から施行された。知的財産権に関することとしては、電子商取引プラットフォームの経営者は知的財産権の保護規則を確立し、知的財産権の権利者との協力を強化し、法に基づいて知的財産権を保護するべきであるという内容が主になっている。（全国人民代表大会常務委員会 より）

知的財産権

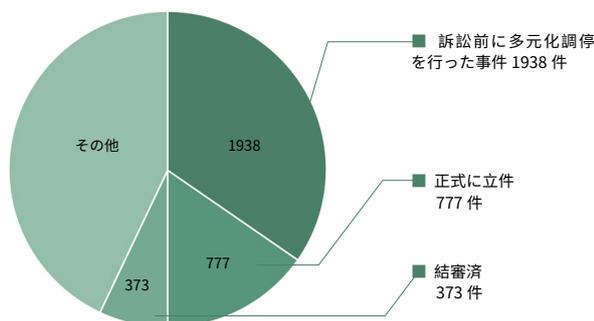
北京インターネット法院が事件処理データを公表

10月31日現在

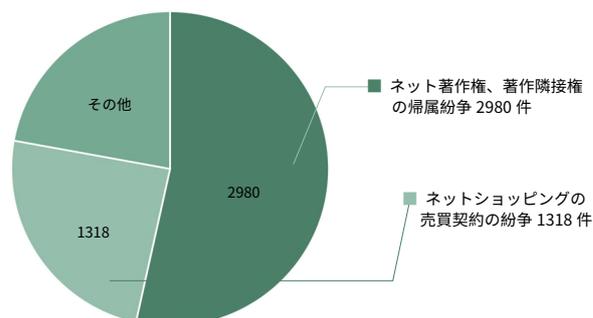
北京インターネット法院の電子訴訟プラットフォームの総訪問数	381.35 万人
累計登録	2,880 人
サイバー攻撃のブロック	約 2 万回

知的財産権

立件申立 5,497 件



立件申立の種類



北京インターネット法院 より

商標

商標局が正常でない商標の出願行為に「NO」、正常でない出願を 16,000 件拒絶！

このほど、商標局は商標法第 4 条等の規定に基づき、続々と 16,000 件の商標登録出願に拒絶査定を下した。これは、商標局が大量の商標ストックであることを疑った正常でない商標出願行為に再度厳しく素早く歯止めをかけたものである。
(知識産権界 より)

全国初の地方「商標権海外権利保護弁公室」が上海に設立

「上海商標権海外権利保護弁公室（中国語：上海商標海外維権保護弁公室）」が 10 月 17 日、上海商標審査協力センター内に設立された。これは、海外での商標権保護のために全国で初めて地方に設立された機関である。

2018 年 6 月、上海の有効登録商標の総件数は 100 万件を超えた。現在、上海商標審査協力センターでの国際商標出願他国指定審査の所要期間は、国際条約に定められた期限より 5 ヶ月から 8 ヶ月短縮されている。
(上海商標審査協力センター より)

特許

「上海市特許援助法」来年 1 月 1 日から実施

当該弁法では、実用新案と意匠特許への資金援助が取り消され、発明特許の授権を得た後に人民元 2,500 元を超えない援助を一括で行い、なお且つ授権後 3 年目の年金を支払った後には、人民元 1,500 元を超えない範囲で一括払いによる年金の援助が行われることとなった。

ただし、国際特許の援助金額は 10 倍に増えることになる。PTS ルートとパリ公約のルートを通じて出願し、且つ国外の特許権の授権を得た発明特許には、国または地域にそれぞれ 5 万元と 4 万元を超えない援助を与え、各発明特許ごとに最大 5 カ国を支持する。同時に、同じ援助申請者が年度ごとに獲得する国外の特許援助総額は、「100 万元を超えず」から「1,000 万元を超えず」に調整された。

(上海市知識産権局 より)